

令和 7 年度監査等計画

1 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和 2 年監査委員告示第 12 号）に基づき以下のとおり令和 7 年度における監査等を実施する。

定期監査は、監査対象機関が所掌する財務に関する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的に実施する。その際、定期監査と併せて行うことがより効率的かつ効果的と認められる行政監査についても実施するものとする。

随時監査は、工事現場監査を実施するほか、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合など必要の都度、随時実施するものとする。

行政監査は、定期監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題や定期監査及び内部統制等の結果を踏まえて、複数の監査対象機関で横断的に行う必要が認められる事務等についてテーマを設定して実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

2 個別実施方針

（1）定期監査

定期監査は、「令和 7 年度定期監査等実施計画」（別紙 1）によるものとする。

（2）随時監査

ア 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和 7 年 5 月までに実施計画を定め、同年 9 月から 11 月にかけて監査を実施するものとする。

イ その他の随時監査

定期監査の結果、特に経済性、効率性及び有効性に着目して引き続き他の監査対象機関における執行状況を横断的に監査の上、その結果を検討する必要があるが生じた場合、その他、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合などにおいて、監査委員が必要と認めるときは、随時に監査を実施するものとする。

（3）行政監査

ア 定期監査と併せて行う行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「令和 7 年度定期監査等実施計画」（別紙 1）によるものとする。

イ 特定の課題についてテーマを設定して行う行政監査

特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和 7 年 5 月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年 12 月までに監査を実施した上で、令和 8 年 3 月までに報告書を取りまとめるものとする。

ウ その他の行政監査

その他、監査委員が必要と認めるときは監査を実施するものとする。

(4) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、「令和 7 年度財政的援助団体等監査計画」（別紙 2）によるものとする。

(5) 現金出納検査

現金出納検査は、「令和 7 年度現金出納検査計画」（別紙 3）によるものとする。

(6) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和 7 年 7 月までに実施計画を定め、同年 9 月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(7) 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和 7 年 6 月までに実施計画を定め、同年 9 月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和 7 年 6 月までに実施計画を定め、同年 9 月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(9) その他

ア 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

イ 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として令和 7 年 9 月に実施するものとする。

令和 7 年度定期監査等実施計画

1 実施計画

(1) 執行方針

令和 7 年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(2) 重点項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（収入確保の取組状況）
- ・ 支出事務（扶助費）
- ・ 契約事務（委託事業）
- ・ 補助事務（交付決定事務等）
- ・ 事業目的の達成状況等

(行政監査)

- ・ 内部統制の取組状況（リスクの発生防止策及び再発防止策の取組状況）

(3) 継続調査項目 ※過去の監査結果を踏まえ継続的に調査する事務

- ・ 令和 6 年度行政監査結果報告書「補助事業の適正な執行について」における監査意見への対応状況

2 対象等

別紙 1－1 のとおり 338 機関とする。

なお、一定の対象機関（132 機関）の定期監査について、書面監査により実施する。

ただし、書面監査とした対象機関についても、必要に応じて実地監査に切り替える場合がある。

また、本監査において現場確認等の実地監査を実施する。

令和7年度 定期監査の実施計画

(単位:箇所)

区分		監査対象区分	令和7年度 計画					令和6年度 実績					摘 要	
			対象数	計画数	実施率	うち書面		対象数	実施数	実施率	うち書面			
普通 会計	知事 部局	本 庁	74	74	100.0%	28	37.8%	74	74	100.0%	27	36.5%		
		広域振興局	65	65	100.0%	26	40.0%	65	65	100.0%	20	30.8%		
		広域振興局 以外の出先機関	56	56	100.0%	24	42.9%	56	56	100.0%	21	37.5%		
		小 計	195	195	100.0%	78	40.0%	195	195	100.0%	68	34.9%		
	その他	本 庁	13	13	100.0%	2	15.4%	13	13	100.0%	4	30.8%		
		出 先 機 関	101	101	100.0%	48	47.5%	103	103	100.0%	47	45.6%	統合新設:久慈翔北←久慈工業、久慈東 統合新設:南昌みらい←盛岡南、不来方	
		小 計	114	114	100.0%	50	43.9%	116	116	100.0%	51	44.0%		
	計		309	309	100.0%	128	41.4%	311	311	100.0%	119	38.3%		
	企業 会計	知事 部局	本 庁	1	1	100.0%		0.0%	1	1	100.0%		0.0%	流域下水道事業会計
			出 先 機 関	[1]	[1]				[1]	[1]				
医療 局		本 庁	1	1	100.0%		0.0%	1	1	100.0%		0.0%		
		病院・診療センター	26	26	100.0%	4	15.4%	26	26	100.0%	4	15.4%		
企業 局		本 庁	1	1	100.0%		0.0%	1	1	100.0%		0.0%	※ 書面監査としても、必要に応じて通常の監 査(実査)に切り替える場合があること。 また、原則として同一機関を連続して書面監 査の対象としないものであること。	
		出 先 機 関	[2]	[2]				[2]	[2]					
		計	29	29	100.0%	4	13.8%	29	29	100.0%	4	13.8%		
合 計			338	338	100.0%	132	39.1%	340	340	100.0%	123	36.2%		

〔注〕〔 〕は、施設管理所等の機関数であり、監査対象数からは除いている。

【令和7年度】

	監査対象数		うち書面監査		うち オンライン
決算監査	190	56.2%	62	32.6%	0
期中監査	148	43.8%	70	47.3%	8
合 計	338	100.0%	132	39.1%	8

【令和6年度】

	監査対象数		うち書面監査		うち オンライン
決算監査	190	55.9%	59	31.1%	3
期中監査	150	44.1%	64	42.7%	4
合 計	340	100.0%	123	36.2%	7

【令和5年度】

	監査対象数		うち書面監査		うち オンライン
決算監査	191	55.8%	61	31.9%	2
期中監査	151	44.2%	69	45.7%	10
合 計	342	100.0%	130	38.0%	12

令和 7 年度財政的援助団体等監査計画

1 実施計画

(1) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和 7 年度監査の実施に当たっては、令和 6 年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(2) 重点項目

ア 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか。
- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・計画と実施内容は相違していないか。

イ 出資している団体等

- ・収入及び支出の各事務は、帳簿その他証拠書類により整備され、かつ、適正に行われているか。
- ・基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか。
- ・利益処分は適正に行われているか。
- ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

(3) 監査団体等

対象となる 61 団体等のうち、次の 17 団体等の監査を実施する。

財政的援助等の区分	実施団体等数	(対象団体等数)
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等	2 団体等	(15 団体等)
出資している団体等	14 団体等	(34 団体等)
公の施設の管理を行わせている団体等	1 団体等	(12 団体等)

※対象団体数は、令和 6 年 4 月に実施した「令和 5 年度における財政的援助等の実施状況調査」等による（令和 7 年 4 月の調査結果により追加が生じる場合があります。）。

2 監査の時期等

職員による予備監査	本 監 査
令和 7 年 9 月～11 月：17 団体等 (団体等と調整のうえ定める)	令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月：17 団体等 (団体等と調整のうえ定める)

令和7年度現金出納検査計画

1 実施計画

(1) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項及び監査委員監査基準に基づき、令和7年度現金出納検査を以下のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書（以下「調書」という。）に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(2) 重点項目

ア 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・収入支出手続きは適正に行われているか

イ 公営企業会計

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・現金は確実にかつ有利な方法で安全に運用されているか

(3) 検査の対象等

会計管理者等の権限に属する現金の出納を対象とし、検査対象機関は次の表のとおりとする。

対 象 会 計 等		検査対象機関
一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金		出 納 局
公営企業会計	県立病院等事業会計	医 療 局
	電気事業会計、工業用水道事業会計	企 業 局
	流域下水道事業会計	県土整備部

2 実施方法・時期

(1) 委員検査

5月、7月及び1月は会計管理者及び公営企業管理者の出席を求め、監査委員全員で検査を行い、それ以外の月は職員による検査報告に基づき代表監査委員が行う。

なお、5月、7月及び1月の検査月においては、下記事項についても説明を求めるものとする。

検査月（検査対象月）	説明を求める事項
令和7年5月（4月）	歳計現金等の収支見通し、公営企業会計決算見込み
7月（6月）	普通会計決算見込み、公営企業会計本監査
令和8年1月（12月）	年度末までの歳計現金等の収支見通し、公営企業会計の経営見通し

(2) 職員検査

職員による予備検査は「3 検査等の日程」のとおり行うものとするが、現金の保管状況（預金証書等）の確認については、原則として検査対象月の翌月初日に行うものとする。

3 検査等の日程

検査対象月	予備検査日	検査日	収入支出証拠書類の 重点点検対象事項 ※
令和7年3月分	4月25日(金)	4月28日(月)	【収入】 諸収入 【支出】 公債費、基金
4月分	5月27日(火)	5月28日(水)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 民生費、商工費
5月分	6月26日(木)	6月27日(金)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 土木費、災害復旧費
6月分	7月29日(火)	7月30日(水)	【収入】 歳入歳出外現金 【支出】 教育費、諸支出金
7月分	8月26日(火)	8月27日(水)	【収入】 寄附金 【支出】 議会費、農林水産業費
8月分	9月25日(木)	9月26日(金)	【収入】 財産収入 【支出】 商工費、警察費
9月分	10月24日(金)	10月27日(月)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 諸支出金、特別会計
10月分	11月27日(木)	11月28日(金)	【収入】 基金 【支出】 総務費、基金
11月分	12月23日(火)	12月24日(水)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 衛生費、警察費
12月分	1月27日(火)	1月28日(水)	【収入】 寄附金 【支出】 民生費、教育費
令和8年1月分	2月26日(木)	2月27日(金)	【収入】 使用料及び手数料 【支出】 労働費、農林水産業費
2月分	3月26日(木)	3月27日(金)	【収入】 分担金及び負担金 【支出】 土木費、特別会計

※ 公営企業会計については、収入支出事務全般について点検を行う。

4 検査結果

検査の結果は、月毎に「現金出納検査結果報告」を作成し、知事及び議長に報告する。